

井の頭公園アートキャスト連絡協議会会則

第1章 総則

(名称と団体登録)

- 第1条 本会は、井の頭公園アートキャスト連絡協議会（以下、略称「キャスト連絡会」）という。
- 2 この名称は井の頭公園アートマーケット運営委員会（以下、運営委員会）の承認を受けた上で使用する。

(事務所)

- 第2条 本会は、主たる事務所を本会役員の自宅（又は自宅に準ずるところ）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 本会は、井の頭公園アートマーケット事業を通じ、運営委員会、地域関係団体との連携・協働のもと、会員の交流、意見交換を深め、まとまりあるアートキャストとして井の頭公園の賑わいを創出し、魅力ある公園づくりと手づくり文化・芸術の発信に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 西部公園緑地事務所、地域関係団体との連携、協働を図るための事業（地域協働事業部）
 - (2) 会員の交流、意見交換の機会を図る事業（交流事業部）
 - (3) アートマーケット開催時の出展管理に関する事業（出展管理事業部）
 - (4) アートマーケットの出展ルールを整備する事業（出展ルール整備事業部）
 - (5) アートマーケット開催時の防災、防犯に寄与する事業（安全事業部）
 - (6) アートマーケットの普及・広報に関する事業（広報事業部）
 - (7) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(区分)

- 第5条 本会の会員は、その専門性から「アート部門」と「パフォーマンス部門」に区分する。

(入会)

- 第6条 アートキャストとして登録資格を得た者は、併せて本会に入会したものとする。

(会費)

- 第7条 アートキャストとしての登録料の支払いをもって、本会の会費を納入したものとする。
- 2 他に会費を徴収するときは、総会において別に定めなくてはならない。

(所属)

第8条 登録更新した会員は、第4条に定める事業部のいずれかに自ら申請し所属しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 アートキャストとしての資格を喪失したときは、キャスト連絡会会員の資格も喪失する。

(拠出金品の不返還)

第10条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種類及び定数)

第11条 会長(1名)、副会長(2名)、会計(1名)、書記(1名)、事業部長(6名)、
会計補佐(1名)書記補佐(1名)監査(2名)

(選任等)

第12条 役員は会員の中から選任する

2 会長及び監査は総会において選任する。

3 副会長、会計、書記、事業部長は、役員会で協議し会長が委嘱した上で総会に報告する。

4 監査は他の役員を兼ねることはできない。

(職務)

第13条 会長は、この会を代表し会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるとき、会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順によって職務を代行する。

3 会計は本会の会計事務にあたり、年に1回(年度末)アートマーケット運営委員会への報告を行う。

4 書記は、総会、役員会等の会議を記録し、会員への報告、連絡などを行う。

5 書記補佐は書紀を、会計補佐は会計をそれぞれ補佐し、事故あるときは職務を代行する。

6 事業部長は、担当事業を統括し、部員と共に事業を遂行する。

7 監査は本会の活動全般を監査し、その状況を総会に報告する。

(任期等)

第14条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員は会員でなくなると、役員としての地位を失う。

3 役員は、辞任した場合、また任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなくてはならない。

4 役員に欠員が生じた場合は、会長の判断で速やかに対応する。

(解任)

- 第15条 役員は、心身故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるときは解任される。
- 2 役員は、職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったときは解任される。

(報酬等)

- 第16条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 2 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 会議

(種別)

- 第17条 本会の会議は、総会、役員会、事業部会とする。
- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。
- 3 役員会は、定例役員会と臨時役員会とする。
- 4 事業部会は、必要に応じて随時開催する。また事業により「アート部会」「パフォーマンス部会」として開催することができる。

第6章 総会

(構成)

- 第18条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

- 第19条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 事業報告
 - (2) 会長及び監査の選任又は解任
 - (3) 会則の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他、会員の5分の1以上から発議されたこと

(開催)

- 第20条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後2カ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次のひとつに該当する場合に開催する。
- (1) 役員会が必要と認めたとき
 - (2) 会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して、役員会に請求があったとき

(招集)

- 第21条 総会は会長が招集する。
- 2 会長は前条2項に基づく請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、開催日から14日前までに、会員に対し会議の日時、場所、及び会議の目的たる事項を、書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は会長、または役員の中から会長が指名したものが務める。

(定足数)

第23条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会の議決事項は、第21条3項によって予め通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意があった場合はこの限りではない。

- 2 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第25条 会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決、または議長、他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項により表決した会員は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記する）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印又は署名しなければならない

第7章 役員会

(構成)

第27条 役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第28条 役員会は、以下の事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第29条 定例役員会は、2ヶ月に1回程度、別に定めるところにより開催する。

- 2 臨時役員会は、会長が必要と認めたとき、又、役員総数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったとき開催する。

(議決)

第30条 役員会の議事は役員総数の過半数をもって決する。

(表決権等)

第31条 各役員の表決権は、平等なるものとする

- 2 やむを得ない理由のために役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項については、書面又は電子メールをもって表決することができる。

第8章 事業部会

(構成)

第32条 各事業部会は、それぞれに所属する会員(部員)をもって構成する。

(権能)

第33条 各事業部会は、担当事業について協議し、事業部長を通じて役員会に報告、提案する。

- 2 役員会に承認された担当事業の実務を担う。ただし、急を要する事項は事業部長の判断による。

(開催)

第34条 各事業部会は、事業部長が必要と認めたとき、又、部員総数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第35条 各事業部会は、その事業部長が招集する。

第9章 会計

(費用の内訳)

第36条 本会がアートマーケット運営委員会に本会会計を通じて請求できるものは役員の交通費他、アートキャスト連絡協議会の運営に必要な経費のみとする。

第10章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第37条 本会則の変更は、総会において出席会員の4分の3以上の同意を得た上で、運営委員会に承諾を得なければならない。

(解散)

第38条 本会が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得た上で、運営委員会の承諾を得なければならない。

第 11 章 個人情報の取り扱い

(基本方針)

第 39 条 本会は、個人情報の保護方針をここに定め、その重要性を認識し、適正な取得・利用・管理を行う。

(取得)

第 40 条 本会が取り扱える個人情報はキャスト名・本名・メールアドレス(無い方に限り、電話番号・FAX 番号・住所)のみとする。

(管理者)

第 41 条 会長と書記のみが情報を取り扱い、管理を行う。各事業部長の取り扱いが必要な場合は担当の部の情報に限り、取り扱い可能とする。

(利用目的)

第 42 条 本会からキャストへの連絡にのみ利用する。

(保護・防止)

第 43 条 データにはパスワードを設定し、非公開とする。また、利用する際は BCC (一斉送信してもお互いのメールアドレスは表示されない方法) にて送信する。

(提示・開示)

第 44 条 管理者以外の第三者への提示・開示は一切行わない。

(消去)

第 45 条 退会したキャストの情報は第 41 条に定めた管理者が責任をもって消去する。

(見直し)

第 46 条 個人情報の取り扱い方針について改善が求められる場合は真摯に耳を傾け、検討・見直しに努める。

第 12 章 雑則

(細則)

第 47 条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

この会則は、令和元年 9 月 15 日から施行する。

この会則は、令和 3 年 4 月 5 日から施行する。

この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、令和 5 年 4 月 6 日から施行する。

この会則は、令和 6 年 4 月 11 日から施行する。

令和元年度（設立年度）～ 令和2年度 役員

会 長：野崎 ヒロタカ
副会長：高橋 愛
副会長：神林 治満
会 計：平野 理恵
書 記：大原 眞名美
地域協働事業部長：小竹 八知江
交流事業部長：岡野 悦子
出展管理事業部長：最上 美鈴
出展ルール整備事業部長：
安全事業部長：磯田 優子
広報事業部長：コレス・マイケル
会計監査：後藤 信郎
会計監査：齊藤 喜重郎

令和3年度～令和4年度 役員

会 長：野崎 ヒロタカ
副会長：高橋 愛
副会長：神林 治満
会 計：山下 健太
書 記：大原 眞名美
地域協働事業部長：小竹 八知江
交流事業部長：岡野 悦子
出展管理事業部長：最上 美鈴
出展ルール整備事業部長：遠藤 竜治
安全事業部長：磯田 優子
広報事業部長：コレス・マイケル
監査：後藤 信郎
監査：齊藤 喜重郎

令和5年度 役員

会 長：野崎 ヒロタカ
副会長：神林 治満
副会長：遠藤 竜治（会計補佐）
会 計：山下 健太
書 記：大原 眞名美
地域協働事業部長：小竹 八知江
交流事業部長：古荘 沙織
出展管理事業部長：
出展ルール整備事業部長：坂本 忠之
安全事業部長：磯田 優子（書記補佐）
広報事業部長：高橋 愛
監査：後藤 信郎
監査：齊藤 喜重郎

令和6年度 役員

会 長：野崎 ヒロタカ
副会長：神林 治満
副会長：遠藤 竜治（会計補佐）
会 計：山下 健太
書 記：大原 眞名美
地域協働事業部長：小竹 八知江
交流事業部長：古荘 沙織
出展管理事業部長：松山 正光
出展ルール整備事業部長：坂本 忠之
安全事業部長：磯田 優子（書記補佐）
広報事業部長：高橋 愛
監査：齊藤 喜重郎
監査：高橋 靖英

以降の年度の役員名はその年度の「役員を選出」書類を参照。ここには掲載しない。

以上